○消費者庁公正取引委員会告示第八号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約（平成四年公正取引委員会告示第五十号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年六月二十日

公正取引委員会委員長　杉本　和行
消費者庁長官　岡村　和美

一　鍵盤楽器公正取引協議会（会長　山口　静一）の申請に係る電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成三十年六月六日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類
電子鍵盤楽器の製造、販売業等

三　規約の内容
別記のとおり変更する。

四　認定の理由
規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（定義） **第３条** １～５　（略） ６　この規約において「カタログ等」とは、一般消費者が電子鍵盤楽器を購入するに際して選択の参考となる性能、仕様、特徴等を記載したものをいう。 ７・８　（略） （電子鍵盤楽器本体の表示） **第４条**　製造業者等は、自己の供給する新品電子鍵盤楽器の本体に、電気用品安全法に基づく表示を行うほか、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより明瞭に表示しなければならない。 ⑴～⑷　（略）	（定義） **第３条** １～５　（略） ６　この規約において「カタログ」とは、一般消費者が電子鍵盤楽器を購入するに際して選択の参考となる性能、仕様、特徴等を記載した印刷物をいう。 ７・８　（略） （電子鍵盤楽器本体の表示） **第４条**　製造業者等は、自己の供給する新品電子鍵盤楽器の本体に、電気用品安全法に基づく表示を行うほか、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより明りょうに表示しなければならない。 ⑴～⑷　（略）
（カタログ等の必要表示事項） **第５条**　製造業者等は、新品電子鍵盤楽器についてカタログ等を作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより明瞭に表示しなければならない。 ⑴　カタログ等を作成した事業者の住所及び氏名又は名称 ⑵～⑻　（略） ⑼　カタログ等の内容についての照会先 ⑽　カタログ等の作成時期 ⑾　運送・据付に関する事項 ⑿　（略） ２　前項の規定にかかわらず、用途の異なる多数品目について総合的に記載したカタログ等については、施行規則で定めるところにより前項各号のうち一部事項の表示を省略することができる。 （取扱説明書） **第６条**　事業者は、新品電子鍵盤楽器を一般消費者に販売する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより明瞭に表示した取扱説明書を交付しなければならない。 ⑴～⑷　（略） （保証書） **第７条**　事業者は、保証書に次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより明瞭に表示しなければならない。 ⑴～⑼　（略） ⑽　その他施行規則で定める事項 （店頭等における必要表示事項） **第９条**　事業者は、一般消費者に直接販売するため、店頭、展示場等に展示する新品電子鍵盤楽器には、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、外部から見やすい場所に明瞭に表示しなければならない。 ⑴～⑶　（略） ⑷　運送料・据付料に関する事項	（カタログの必要表示事項） **第５条**　製造業者等は、新品電子鍵盤楽器についてカタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより明りょうに表示しなければならない。 ⑴　カタログを作成した事業者の住所及び氏名又は名称 ⑵～⑻　（略） ⑼　カタログの内容についての照会先 ⑽　カタログの作成時期 ⑾　運送、据付に関する事項 ⑿　（略） ２　前項の規定にかかわらず、用途の異なる多数品目について総合的に記載したカタログについては、施行規則で定めるところにより前項各号のうち一部事項の表示を省略することができる。 （取扱説明書） **第６条**　事業者は、新品電子鍵盤楽器を一般消費者に販売する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより明りょうに表示した取扱説明書を交付しなければならない。 ⑴～⑷　（略） ⑸　その他必要事項 （保証書） **第７条**　事業者は、保証書に次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより明りょうに表示しなければならない。 ⑴～⑼　（略） ⑽　その他必要事項 （店頭等における必要表示事項） **第９条**　事業者は、一般消費者に直接販売するため、店頭又は展示場等に展示する新品電子鍵盤楽器には、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、外部から見やすい場所に明りょうに表示しなければならない。 ⑴～⑶　（略） ⑷　運送料、据付料に関する事項